

(D) 他府県後期高齢者医療制度にご加入の方へ(高齢障害者医療費助成制度をご利用の方)

ご確認いただきたい項目

高額療養費

1. 健康保険から高額療養費の支給はありますか？

高額療養費が支給される場合は、先に、ご加入の健康保険から支給を受けた後、健康保険から発行される高額療養費の支給決定通知書を添えてご申請ください。

高額療養費の支給有無については、下記の自己負担限度額の表をご参考に、ご加入の健康保険へご確認ください。

療養費

2. 健康保険へ療養費の支給申請はお済みですか？

治療用装具や医療機関で10割負担した診療費の場合、健康保険から発行される療養費の支給決定通知書の添付が必要です。先にご加入の健康保険に療養費の請求をした後に、療養費の支給決定通知書を添えてご申請ください。

※健康保険に療養費を請求される時は、提出する領収書、意見書、装着証明書、明細書などをあらかじめコピーのうえ、コピーしたものを福祉医療費支給申請書に添付してください。

●参考〈後期高齢者医療制度〉高額療養費の自己負担限度額（平成30年8月から）

詳しくは、被保険者証に記載されている後期高齢者医療広域連合、または、お住まいの市区町村の後期高齢者医療の窓口でご確認ください。

負担割合	所得区分		外来 (個人単位)	外来・入院 (世帯単位)	多数該当
3割	現役並み所得者	Ⅲ 住民税課税所得690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		140,100円
		Ⅱ 住民税課税所得380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		93,000円
		Ⅰ 住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		44,400円
1割	一般	現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円 (世帯単位)
		Ⅱ 同一世帯の全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)	8,000円	24,600円	
	低所得	Ⅰ (1)同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の所得が0円となる方(公的年金等の控除額は80万円として計算します) (2)同一世帯の全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	8,000円	15,000円	

※多数該当とは、過去12か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上ある場合、4回目以降の限度額のことです。